

平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害に強いまちづくりを推進することを目的として、地震時における木造住宅の安全性の向上を図るために木造住宅について行う耐震化促進事業に対する補助金の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 当該補助金交付事業は、平塚市耐震改修促進計画に基づき実施する。

3 補助金の交付に当たっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

(2) 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)

(3) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日制定)

(4) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱(平成28年4月1日施行)

(5) 補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 木造建築物で、一戸建ての住宅又は兼用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅部分のものに限る。以下同じ。)をいう。

(2) 耐震診断技術者 平塚市木造住宅耐震診断技術者登録要領(平成27年3月1日施行)に基づき登録した建築士をいう。

(3) 耐震診断 耐震診断技術者が、「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)(以下「診断マニュアル」という。)による精密診断法又は一般診断法(以下「耐震診断法」という。)により、木造住宅の調査及び診断を実施し、報告書を作成することをいう。

(4) 耐震改修設計 耐震診断技術者が、耐震診断の結果が上部構造評点(以下「評点」という。)1.0未満の木造住宅について、評点が1.0以上となる耐震改修工事又は防火耐震工事の計画の立案及び改修後の耐震診断を行い、設計図面及び仕様書の作成並びに耐震改修工事費用又は防火耐震工事費用を算出することをいう。

(5) 耐震改修工事 耐震診断の評点が1.0未満の木造住宅が、改修工事後に評点が1.0以上になる工事をいう。

(6) 建替え除却工事 耐震診断の評点が1.0未満の木造住宅(ただし、耐震診断事業の実施と同年度に実施するものを除く。)を、当該敷地内で一戸建ての住宅又は兼用住宅に新築又は改築するために、すべて除却する工事をいう。

(7) 防火耐震工事 別表1に定める区域内で、耐震改修工事と併せて、軒裏、外壁及び外壁の開口部を周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とする工事をいう。

(8) 現場監理 耐震診断技術者が、耐震改修工事及び防火耐震工事の施工に関する建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項の工事監理、工事中の検査、工事施工者への指導、市による検査への立会い、施主及び市への説明又は報告書の作成を行うことをいう。

(9) 耐震診断事業 耐震診断を行う事業をいう。

- (10) 耐震改修設計事業 耐震診断に基づき、耐震改修設計を行う事業をいう。
- (11) 耐震改修工事事業 耐震改修設計に基づき、現場監理及び耐震改修工事を行う事業をいう。
- (12) 建替え除却工事事業 建替え除却工事を行う事業をいう。
- (13) 防火耐震工事事業 耐震改修設計に基づき、現場監理及び防火耐震工事を行う事業をいう。
- (14) 耐震化促進事業 耐震診断事業、耐震改修設計事業、耐震改修工事事業、建替え除却工事事業又は防火耐震工事事業をいう。
- (15) 所有者 耐震化促進事業を行う木造住宅を所有する者をいう。
- (16) 居住者 耐震化促進事業を行う木造住宅に居住する者をいう。
- (17) 非課税世帯 補助金の交付を受けようとする者（居住者ではない者を除く。）のいる世帯員全員について、規則第5条の規定による申請を行う年度の前2年度分の市県民税が非課税の世帯をいう。
- (18) 一般世帯 非課税世帯に該当しない世帯をいう。
- (19) 補助事業者等 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）、耐震診断技術者又は耐震化促進事業に係る工事の施工者をいう。
- (20) その他の用語については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法の例による。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、平塚市内に存する木造住宅であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 木造在来軸組構法で建築されたもの
- (2) 2階建以下のもの
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手されたもの。（昭和56年6月1日以降に増築工事に着手されたもので、増築に係る部分の床面積の合計が昭和56年5月31日における延べ面積の2分の1を超えるものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、明らかに建築基準法令に違反している建築物は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 区分1 次のアからエまでのいずれかに該当する者
 - ア 所有者かつ居住者である者
 - イ 耐震化促進事業を実施する木造住宅に配偶者又は3親等内の親族が居住している所有者
 - ウ 居住者（所有者であるものを除く。）
 - エ 耐震化促進事業を実施する木造住宅に居住者がいないが、自己、配偶者又は3親等内の親族が居住の用に供するために耐震化促進事業を実施しようとする所有者
- (2) 区分2 前号アからエまでのいずれにも該当しない所有者（当該木造住宅に居住者がいない場合を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象とし

ない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 所有者及び居住者の同意を得ていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

3 市長は、交付の決定を受けた者が前項の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

4 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第2項第3号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、1件につき前条第1項に規定する区分に応じ、別表第2に定める額とする。

2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請は、別表第3の左欄に掲げる耐震化促進事業の区分に応じ、同表の中欄に掲げる交付申請書に関係書類を添えて行うものとする。

2 申請者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象事業費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を交付申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付等決定の通知）

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付及び不交付の決定通知は、平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（耐震化促進事業の着手）

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けるまでの間は、耐震化促進事業に着手（耐震診断技術者及び施工者との契約を含む。以下同じ。）することができない。

2 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者は、当該通知書の受領後、速やかに耐震化促進事業に着手するものとする。

（事業計画の変更等の承認申請）

第9条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更及び中止の申請は、平塚市木造住宅耐震化促進事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

（変更等決定の通知）

第10条 規則第8条第2項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、平塚市木造住宅耐震化促進事業計画変更・中止承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、耐震化促進事業の終了後速やかに、別表第3の左欄に掲げる耐震化促進事業の区分に応じ、同表右欄に掲げる実績報告書に係る書類を添えて行うものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあっては、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を実績報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金額確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(補助事業者等の責務)

第14条 補助事業者等は、次に掲げる事項について努めるものとする。

(1) 家具の転倒防止に対する処理をすること。

(2) 工事に使用する資材は環境に配慮したものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあっては、申請者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、平塚市木造住宅耐震化促進事業消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第15条の規定による市長が別に定める期間は、10年とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、木造住宅耐震化促進事業補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(廃止)

2 平塚市居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱(平成18年4月1日施行)及び平塚市居住用木造建築物耐震改修工事等補助金交付要綱(平成18年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 平塚市居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱(平成8年8月15日施行、平成18年4月1日廃止)及び平塚市居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱(平成18年4月1日施行)に基づく耐震診断は、第2条第3号の耐震診断とみなす。

(補助対象建築物の除外)

4 次の各号に該当する建築物は、それぞれに定める補助金について補助対象建築物から除外する。

(1) 既に平塚市居住用木造建築物耐震改修工事等補助金交付要綱（平成16年4月1日施行、平成18年4月1日廃止）又は平塚市居住用木造建築物耐震改修工事等補助金交付要綱（平成18年4月1日施行、平成21年4月1日廃止）に基づく補助金の交付を受けた建築物 耐震改修設計、現場監理及び耐震改修工事に係る補助金

(2) 既に平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けた建築物 耐震改修設計、現場監理及び耐震改修工事に係る補助金

（補助金額の時限措置）

5 令和6年6月28日から令和8年3月31日までの間、別表第2に規定する補助金額は、同表の規定にかかわらず、同表中「耐震改修工事に要した費用の4/5（限度額900,000円）」とあるのは「耐震改修工事に要した費用の4/5（限度額1,200,000円）」と、「耐震改修工事に要した費用の4/5（限度額900,000円）に300,000円を加算した額（限度額1,200,000円）又は耐震改修工事に要した費用のいずれか低い額」とあるのは「耐震改修工事に要した費用の4/5（限度額1,200,000円）に400,000円を加算した額（限度額1,600,000円）又は耐震改修工事に要した費用のいずれか低い額」と、「耐震改修工事に要した費用の4/5（限度額450,000円）」とあるのは「耐震改修工事に要した費用の4/5（限度額600,000円）」と読み替えるものとする。

（有効期限）

6 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成23年3月29日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月28日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に実績報告書の提出がされる耐震改修工事事業に係る補助金について適用し、施行日前に実績報告書の提出がされたものについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

立野町	東八幡一丁目	東八幡二丁目	宮松町
桃浜町	富士見町	長持	
※上記区域内の準防火地域に限る。			

別表第2（第5条関係）

耐震化促進事業の区分	補助金種別	補助対象者区分及び金額		
		区分1		区分2
		一般世帯	非課税世帯	
耐震診断事業	耐震診断に係る補助金	【延べ面積が 150 m²以下の場合】 一戸建ての住宅： 92,000 円 兼用住宅： 92,000 円 【延べ面積が 150 m²を超える場合】 一戸建ての住宅： 101,000 円 兼用住宅： 101,000 円		【延べ面積が 150 m²以下の場合】 62,000 円 【延べ面積が 150 m²を超える場合】 68,000 円
耐震改修設計事業	耐震改修設計に係る補助金	耐震改修設計に要した費用の 1/2 (限度額 70,000 円)		耐震改修設計に要した費用の 1/2 (限度額 35,000 円)
耐震改修工事業	現場監理に係る補助金	現場監理に要した費用の 4/5 (限度額 40,000 円)	現場監理に要した費用の 4/5 (限度額 60,000 円)	現場監理に要した費用の 4/5 (限度額 20,000 円)
	耐震改修工事に係る補助金	耐震改修工事に要した費用の 4/5 (限度額 900,000 円)	耐震改修工事に要した費用の 4/5 (限度額 900,000 円) に 300,000 円を加算した額 (限度額 1,200,000 円) 又は耐震改修工事に要した費用のいずれか低い額	耐震改修工事に要した費用の 4/5 (限度額 450,000 円)
建替え除却工事業	建替え除却工事に係る補助金	建替え除却工事に要した費用の 1/3 (限度額 360,000 円)	建替え除却工事に要した費用の 1/3 (限度額 500,000 円)	
防火耐震工事業	現場監理に係る補助金	現場監理に要した費用の 4/5 (限度額 40,000 円)	現場監理に要した費用の 4/5 (限度額 60,000 円)	
	防火耐震工事に係る補助金	防火耐震工事に要した費用の 4/5 (限度額 1,400,000 円)	防火耐震工事に要した費用の 4/5 (限度額 1,400,000 円) に 300,000 円を加算した額 (限度額 1,700,000 円) 又は防火耐震工事に要した費用のいずれか低い額	
1 補助金は耐震化促進事業の区分ごとに交付し、補助対象建築物ごと、かつ、補助金種別ごとに 1 回を限度とする。 2 耐震診断事業に要する費用は、延べ面積が 150 m ² 以下の場合、9 万 2,000 円 (税込)、延べ面積が 150 m ² を超える場合、10 万 1,000 円 (税込)				

別表第3（第6条、第11条関係）

耐震化促進事業の区分	交付申請書	実績報告書
耐震診断事業	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（耐震診断）（第1－1号様式）	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金完了実績報告書（耐震診断）（第5－1号様式）
耐震改修設計事業	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（耐震改修設計）（第1－2号様式）	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金完了実績報告書（耐震改修設計）（第5－2号様式）
耐震改修工事事業	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（耐震改修工事）（第1－3号様式）	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金完了実績報告書（耐震改修工事）（第5－3号様式）
建替え除却工事事業	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（建替え除却工事）（第1－4号様式）	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金完了実績報告書（建替え除却工事）（第5－4号様式）
防火耐震工事事業	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（防火耐震工事）（第1－5号様式）	平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金完了実績報告書（防火耐震工事）（第5－5号様式）